

情報共有

(4枚 非管理メモ)

NISA班 ← フォス対応ケーシ

東京電力株式会社

取締役 金野

10/5 10:45 金野

プラント状況 (本店レク) 議事メモ

日時：平成 23 年 10 月 4 日 (火) 18:00~18:40

場所：東京電力本館 3 階大会議室

先方：記者約 20 名 (カメラ 3 台)

当方：原子力・立地本部

原子力設備管理部

広報部

配布資料：

- ・ 福島第一原子力発電所の状況
- ・ 福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について (第百九十三報)
- ・ 福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について (第百八十六報)
- ・ 福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水に含まれる放射性物質の核種分析の結果について (10月3日採取分)
- ・ 福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出について (10月3日採取分)
- ・ 集中廃棄物処理施設周辺 サブドレン水各種分析結果
- ・ 福島第一 1号機原子炉建屋上部における空気中放射性物質の核種分析結果
- ・ 福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋開口部ダストサンプリング風景
- ・ 福島第一原子力発電所プラント関連パラメータ (水位・圧力・温度などのデータ)

よりプラント状況、配付資料に関して説明。

質疑：

Q. 2号機と3号機の事故時運転操作手順書提出期限は本日であったが、現時点でどのような状況か。

A. 現時点でまだ提出できておらず、準備を進めているところ。提出し次第皆さまに公表させていただく。

Q. 提出の目処は何時頃か。

A. 2ユニット分あるため、とりまとめに時間がかかっている。現時点で何時頃提出するとは言えない状況である。

Q. 1号機の事故時運転操作手順書について、9月2日時点で衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会に提出した文書は12ページ分であったとの事だが、その中でマスキングされたのは何行程度で、今回の報告徴収を受けて公開したのは何ページ程度になるのか。

A. 字が多いページと少ないページがあるので、一概に何行とは言えない。提出した12枚のうちお示しした3枚分約100行の中で、今回約7割をマスキング無し、約3割をマスキングして開示した。

Q. 手順書は元々9割程度をマスキングしていたのか。

A. 開示したのは非常用復水器の仕様と格納容器スプレイ系の運転中の確認事項のみであるので、元々9割以上はマスキングしていたかと思う。

Q. 今回開示する範囲が広がったがなぜか。

A. 基本的な姿勢としては安全防護、知的財産の観点から、原則非公開であるという姿勢は変わっていない。ただし、今回は原子力安全・保安院から報告徴収という形で要請があり、公開部分について改めて要求されたので、知的財産や安全上の支障等が生じる事になる情報の具体的範囲を特定し、報告させていただいた。

Q. 原子力安全・保安院の報告徴収を受けて、初めて詳細に検討したということか。

A. 基本的には衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会の要求があった時点では、当該部分のみを提示したもの。それ以外については、基本的には公開しないとしていた。

Q. 今回公開した部分は公開しても差し支えの無い範囲ということだが、元々全て公開すべきではなかったのか。

A. 衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会に公開要求された範囲については丁寧に対応している。その際、非常用復水器の停止温度と格納容器の自動起動か手動起動かについては、お問い合わせいただいたため回答させていただいた。

Q. 公開範囲が前回と今回で異なることから、東京電力が隠したと理解されると思うが、どのように考えているか。

A. 事故時運転操作手順書については原則非公開であり、当社としてその姿勢は変わらない。公開箇所については原子力安全・保安院が判断し、公開するかと思う。

Q. サブドレン水核種分析において、Cs-137 の⑧についてはNDだったところ9月22日から数値が検出されているがどのように評価しているのか。

A. これまでNDだったところが、9月22日に検出されたあと減少傾向にある。雨水等の影響と考えており、状況を見守っている。なお、高濃度の汚染水の流出はないと判断している。

Q. 今後、どのくらい続くと考えているのか。

A. 次第に値そのものは小さくなっていくと考えている。

Q. 衆議院は質問をされた箇所について回答をした、また、保安院に対してはできる限りのところで公開をしたという理解でよいか。

A. まず、衆議院についてはご要望に応じてマスキングしないで提出したもの。保安院については非公開の部分をマスキングして提出したもの。

Q. 今回マスキングしなかった箇所が、東京電力が公開できると考えている限界と考えてよいか。

A. 東京電力の考えは今回提出した通りだが、原子力安全保安院側で我々の判断が適切なのかという判断があるかと思う。

Q. 原子力安全保安院は知的財産に係る判断はできないのではないかと。保安院の公開により損害が発生した場合のことはどのように考えているのか。

A. 他企業との共同研究等の知的財産については今回マスキングを行った。この範囲であれば大きな支障はないと考えている。なお、保安院側で公開範囲が広がった場合においてその責任を取ることは難しい。

Q. 損害賠償を求めることもありえるのか。

A. 将来のことでありよくわからない。知的財産という面から考えると損害賠償のリスクがあり、テロ対策という意味では悪用可能性があると考えている。

Q. 東京電力としては、原子力安全保安院に提出したマスキングした資料をそのまま公開されても問題ないと考えているのか。

A. 当社の基本的な立場は非公開というもの。保安院側で公開される場合は、当社の意見を踏まえていただきたいと考えている。

Q. 東京電力として安全確保や知的財産という観点から精査したものを原子力安全保安院に提出しているのであれば、東京電力から率先して公開する考えはないのか。

A. 原子力安全保安院からの指示文書に対しお答えしたものであり、手順書の公開は原則非公開であることから東京電力から公開することはない。

Q. 手順書非公開の理由は何か。

A. 社内の文章であること、原子炉の安全確保上支障となること、さらに知的財産が含まれていることから公開は控えさせていただく。また、原子力安全保安院においても安全確保上支障となると判断をされる箇所も別途あるかと思う。

Q. 現場取材を断っていることについて、大人数の取材陣を対応できないとの理由を聞いたが、それで間違いはないか。

A. 現在、マスメディアの方々の現場取材を検討しているところ。現場公開できていない理由として大人数に対応できないという問題もあるが、現在様々な検討を進めているところ。

Q. 障害にはならないという見解か。

A. 慎重に判断したいと考えている。

Q. メディア間の不公平はあるかと思うが、国民目線に立てばできるだけ早く現場公開をすべきではないか。また、現場公開の私案を纏めたのでお渡ししたい。後日、その私案に対する評価をお伺いする。

A. 私案はお預かりする。

Q. 賠償請求に係る手引書を発送するとのことだが、どの程度手続きが短縮されるかと考えているのか。

A. そのような試算はない。少しでも記入のわかりやすさを考え作成したもの。この手引き書に加え、相談窓口やコールセンターでさらに丁寧にご説明させていただきたい。

Q. 発送はこれからか。

A. 今週を予定。

Q. 週末までに手引書は届くのか。

A. 発送する日が決まっていないので、何とも言えない。

Q. 今回の1号機の原子炉建屋上部のダストサンプリング結果をどのようにみればいいのか。

A. 測定結果は $10^{-4}/\text{cm}^3$ 程度であり、敷地境界と比べ値としては3桁程度高いことから、現在も原子炉建屋から放射性物質が放出されているとみている。今後、当該濃度をもとに現時点で放射性物質の原子炉建屋からの放出量の評価に繋げていきたい。

Q. 事故以降、東京電力社員への社会からのバッシング等もありメンタル面でのケアが大切だと考えているが、東京電力社員のメンタルに係る相談件数は増えたのか。昨年同時期と比べどうか。

A. どういった回答ができるかも含めて検討させていただく。

Q. 福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所においてはどうか。

A. どういった回答ができるかも含めて検討させていただく。

以上